

## ○ 熱中症特別警戒アラートについて

近年、気候変動等の影響により、国内の熱中症による救急搬送者数は毎年数万人に上り、昨年度、愛知県では5,000人を超えています。

この状況を踏まえ、環境省は、これまで運用してきた「熱中症警戒アラート」に加えて、気温が特に著しく高くなることにより、熱中症による重大な健康被害が生ずるおそれのある場合に発表される「熱中症特別警戒アラート」の運用を4月24日から、新たに開始しました。

### 警戒アラートの運用について

一般名称	熱中症警戒アラート	熱中症特別警戒アラート
発表基準	府県予報区等内のいずれかの暑さ指数情報提供地点における、日最高暑さ指数(WBGT)が33(予測値、小数点以下四捨五入)に達すると予測される場合	都道府県内において、全ての暑さ指数情報提供地点における翌日の日最高暑さ指数(WBGT)が35(予測値、小数点以下四捨五入)に達すると予測される場合
発表時間	前日の17時頃及び当日の5時頃	前日の14時頃

警戒アラート等が発表された場合は、外での運動や活動を中止・延期し、こまめに水分・塩分補給を行うなど、「熱中症予防行動」を普段以上に実践しましょう。

\* 暑さ指数(WBGT)とは、人体と外気との熱のやりとり(熱収支)に着目した指標です。人体の熱収支に与える影響の大きい①湿度、②日射・輻射など周辺の熱環境、③気温の3つを取り入れた指標で、単位は気温と同じ摂氏度(°C)で示されますが、その値は気温とは異なります。

## ○ クーリングシェルターについて

極端な高温時への対策として、市町村長が冷房設備を有する等の要件を満たす施設(公民館、図書館、ショッピングセンター等)を「指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)」として指定できることとなりました。「熱中症特別警戒アラート」が発表された際は、一般に開放することになっています。

県内では、各市町村において、指定されたクーリングシェルターをWebページ等で随時公表しています。また、一部市町村では、熱中症特別警戒アラートの発表に関わらず、期間を定めて一般に開放している施設があります。

クーリングシェルターについて、詳細はWebページをご覧ください。

(<https://www.pref.aichi.jp/site/kankyo/cooling-shelter.html>)



暑いときはがまんせず

ちょっと「ひと涼み」しませんか?

クーリングシェルター・マーク

環境調査センター 企画情報部

愛知県気候変動適応センター

電話 052-910-5489 (ダイヤルイン)



## 適応とは、気候変動の影響に備えること。

愛知県気候変動適応センターだよりのバックナンバーはこちら  
<https://www.pref.aichi.jp/site/ailccac/tekiou-dayori.html>

